

第28節 家庭動物の救援

1 方針

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施責任者

県（危機管理部、健康福祉部）

市町村

3 実施内容

県及び市町村は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保等

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。